

ケアハウス常磐 重要事項説明書

1. 事業主体の概要

設置主体名	社会福祉法人青山里会
経営主体名	社会福祉法人青山里会
法人所在地	三重県四日市市山田町5500-1
代表者氏名	近藤 辰比古
電話番号	059-328-2177

2. 利用施設の概要

施設の名称	ケアハウス常磐
施設長名	芦田俊男
開設年月日	平成6年6月1日
施設の所在地	三重県四日市市城東町3-22
電話番号	059-355-7520
FAX番号	059-355-0360
	床面積 559,16㎡ 構造 鉄筋コンクリート7階建（全館段差なし） 居室（個室 58室 22.59㎡） （二人室 1室 45.18㎡） （各室ともトイレ、洗面台、クローゼット、冷暖房設備、ナースコール、シャワールーム、電熱器、電話コンセント） 定員 60名 主な共用施設・設備… 食堂、談話室は各階 一般浴室、洗濯室、事務室、エレベーター
損害賠償責任保険加入先	社会福祉施設総合損害補償団体契約

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ケアハウス常磐は、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる高齢者の方に入居していただき、日常生活上必要な支援を行うことによって、安心して生活を送ることを目指すことを目的とします。
施設運営の方針	サービスの提供にあたっては、利用者の方の意思や人格を尊重し、常にその方の立場に立って支援してまいります。 また地域や家庭との結びつきを大切に、市町村や居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者とも連携して適切なサービスの提供に努めます。

4. 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事時間は以下の通りになります。 朝食 7時50分～8時20分 昼食 11時50分～12時20分 夕食 17時20分～17時50分 {季節や都合に応じて時間を変更する場合があります} ・ 配膳と下膳はご自身で行ってまいります。 ・ 一人で配膳下膳をすることが困難な場合は、外部のヘルパーの援助を受けて食事をして頂くことができます。 ・ 食事は、粥食、刻み食等、ミキサー食までなら提供させていただきます。 ・ 年に2度程、嗜好調査を行いますのでご協力下さい。 ・ 入院及び介護保険施設に入所される事になった場合のみ、その入院や入所された日を1日目とし、8日目から食費相当分を返金致します。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴は週3回以上利用者が入浴できるよう準備致します。 ・ 入浴時間 男性 12:15～13:30 (月・水・金) 女性 13:30～15:30 (月～土) {季節や入居状況に合わせて変更をさせていただきます。} {詳細は別途ご案内をさせていただきます。} ・ 一人で入浴することが困難な場合は、ヘルパーの援助を受けながら利用することができます。但し、ヘルパーの援助は外部からの介護保険の適用が必要になります。(利用時間15:30～16:30) ・ 個室にはシャワー室、2人部屋には浴室が備えられています。
健 康 管 理	<p>健康の保持のため、健康診断の機会を提供致します。</p> <p>協力医療機関 主体会病院 夜間協力医療機関 主体会病院</p>
相談及び援助	<p>当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p>
社会生活上の便宜	<p>当施設では、利用者からの要望等を考慮し、教養娯楽、外出支援、日常生活支援、サークル活動支援等の事業を行います。</p>

5. 利用料

<p>月額利用料金</p> <p>①サービス提供に要する費用… (以下、サービス提供費とする) 利用者が負担すべき額として、県が定める額を上限とし、設定されます。</p> <p>②生活費…食費や共同部分に係る維持管理に要する費用です。</p> <p>③居住に要する費用… (以下、居住費とする) 原則として分割でお支払いいただきます。</p> <p>④光熱水費…居室内で使用される電気・水道料金です。(ガスはご利用料者の直接契約となります。災害時に備え必ず契約してください。)</p> <p>⑤その他の費用 冬季加算…11月～3月のみ</p>

請求・支払い

- ・「当月の利用料」及び「前月の光熱水費」を、当月分として請求いたしますので、27日迄にお支払いください。
- ・お支払い方法は、法人が指定する金融機関から口座自動引き落としをさせていただきます。
- ・入居時には、保証金として個室30万円(二人室は50万)を超えない範囲で徴収させていただきます。退居時に居室の原状回復に伴う費用の納入を確認後、利用料の滞納分を差し引いて返還致します。

6. 職員体制

職 種	人 数		備 考 (資格等)
	常勤	非常勤	
施 設 長	1		社会福祉士
生活相談員	1		社会福祉士
介 護 職 員	2		介護福祉士等
栄 養 士	1		管理栄養士

・ 夜間体制…宿直者1名 (ナースコール対応)

・ 休日体制…日勤者1名

7. 個人情報の取り扱いについて

当施設は、「個人情報保護の目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。特にプライバシー情報に関しましては、職員の研修に努め漏洩に注意を払います。

また、情報を第三者に提供する場合には、事前に利用者の承認をいただきます。あらかじめ示した用途以外には決して使用しません。ただし、法令に基づく場合や人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合等であって利用者の同意を得ることが困難であるときは、利用者の同意を得ることなく、必要かつ合理的な範囲において個人情報を取り扱わせていただきます。

8. 情報開示について

当施設は、利用者または連帯保証人からの書面請求に従って、利用者ご自身に関する情報を開示しております。ただし、本人あるいは連帯保証人でない方(他の家族等)からの請求につきましては、書面にてご本人の了解を得てからとなります。

9. 苦情相談窓口

◎サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： 辻川 裕美 （社会福祉士）

ご利用時間：月～金曜日 9時00分～17時00分

お問合せ先： 電話 059-355-7520 （※お越しいただく前にご一報下さい。）

◎青山里会第三者委員（福祉サービスに関する「苦情解決事業」）

①藤井 由紀子 評議員 連絡先：059-4850-2077

②田中 絃美 評議員 連絡先：090-7034-6372

◎行政機関等への苦情申立先

- ・三重県医療保健部長寿介護課 施設サービス班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話番号：059-224-2262

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

- ・三重県福祉サービス運営適正化委員会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

電話番号：059-224-8111

10. 事故発生時及び緊急時等の対応

利用者に事故が発生した場合は、状況に応じ協力医療機関において速やかに救急治療あるいは救急入院が受けられるよう努めます。

利用者に症状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、利用者の主治医又は協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるように努めます。

11. 非常災害時対策

非常時の対応	「社会福祉法人青山里会消防計画」に基づき対応いたします。			
平常時の訓練等	「ケアハウス消防計画」に基づき年2回			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
防災設備	スプリンクラー	有	防火扉	7ヶ所
	避難階段	2ヶ所	屋内消火栓	有
	自動火災報知器	1ヶ所	非常通報装置	有
	誘導灯	30ヶ所	漏電火災報知器(屋上)	有
	消火器	18ヶ所	自家発電設備(SP給水)	有

1 2. 当施設ご利用に際し留意していただく事項

入居について	<p>① 入居頂く場合に、当施設が指定するカーテン（防災）の購入をして頂くこととなります</p> <p>② 布団一式、冷蔵庫・照明等は、利用者個人で持ち込んで頂くこととなります。</p> <p>③ 今後の介護保険の利用等に際して、当施設に住所を移して頂くこともできます。</p> <p>④ 居室（お部屋）に電話を取り付け、又は携帯電話を所持して頂きます。</p>
退居について	<p>① 都合により退居される場合には、1ヶ月前に申し出て頂きます。</p> <p>② 退居時における利用料金について「サービス提供費に要する費用」「冬期加算」は、退居日が属する月の1ヵ月分を頂きます。また「生活費」「居住費」については、退居日が属する月の日数で除して、同月の入居日数を乗じた額で、お支払い頂きます。（但し居室内の荷物等は退居申し出日から2週間以内に搬出をした状態で居室を明け渡してもらうこととなります）</p> <p>③ 退居時には、居室の清掃及び床・壁・器具等について、利用者のご負担において原状に回復して頂きます。</p> <p>④ 器物等の破損についての修理、取り替えにかかる費用は、利用者のご負担とさせていただきます。</p> <p>⑤ なお電気代・水道代は除き、円未満の端数は四捨五入します。</p>
外出・外泊	<p>外出・外泊は自由ですが、必ず行き先と帰宅日時を職員に届け出て下さい。玄関の施錠は20時です。</p>
来訪・宿泊	<p>利用者の来訪者は、来訪した際、来訪者用紙に氏名等をご記入いただきます。来訪者が宿泊される場合には、施設長に承認を得て下さい。</p>
設備・器具の利用	<p>施設内の居室や設備・器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。</p>
迷惑行為等	<p>騒音等他のご契約者の迷惑になる行為、施設の秩序等を乱すような行為、居室外に下着・寝巻き等で出歩く行為はご遠慮願います。</p> <p>改善されない場合には、退居勧告の対象となります。</p>
所持品の管理	<p>ご自身、保証人又は公的制度利用等による管理でお願い致します。</p>
喫煙	<p>館内及び敷地内では完全禁煙とさせていただきます。</p>
動物の飼育	<p>施設の承認を受けたうえで、専用居室において、魚類等の飼育をすることができます。ただし、承認を受けた場合であっても、他の利用者に迷惑が及ぶときは、これを禁止します。</p>

1 3. 連帯保証人について

連帯保証人は以下のことについて対応するものとする。

- ・連帯保証人としての債務・・・利用料金・損害賠償その他入居者の債務(極度額 1,000,000 円)
- ・身元引受人としての債務・・・入院・退居・死亡時等の諸手続きや入居者の身元引き取り。
- ・入居者の体調不良時や緊急時の受診 駆け付け対応。
- ・その他、入居者の生活に必要な事項で対応が必要なこと。

1 4. 身体的拘束の禁止への取り組みについて

当施設では、入居者等の身体又は生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者の身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。但し、緊急やむを得ない場合においては、事前にご家族等に連絡及び説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、入居者の心身の状態、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

身体的拘束等の適正化を図るため下記に掲げる措置を講じる。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、三月に一回以上開催する。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ・介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上開催する。

1 5. 虐待発生の防止への取り組みについて

当施設では、入居者に対する虐待発生の防止に取り組み、又は虐待行為が発生した場合には、その原因や経緯等について明らかにし、再発を防ぐための対策を講じていく。

虐待の発生又は再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、三月に一回以上開催する。
- ・虐待の防止のための指針を整備する。
- ・虐待の防止のための職員に対し研修を年2回以上開催する。

1 6. カスタマーハラスメント対策について

入居者並びに連帯保証人等、そのご関係者により、職員に対してカスタマーハラスメント行為が発生した場合は、その原因や経緯を明らかにした上で、信頼関係の構築が困難と施設長が判断した場合には、催告の上、契約を解除することができる。

1 7. 自立生活に必要なとする特別なサービス

当施設では、利用契約書 第3条(6)(特別なサービス)の利用に当たっては、別途入居者等が利用に応じ負担するものとする。但し本件サービスは他のサービス等で解決することが見込めない場合に限り使用できる補充的なサービスを原則とするものとする。

1 8. 居室等の原状回復義務における特約事項について

甲と乙の契約期間の終了又は解除がなされた場合には、乙及び連帯保証人は、荷物搬出後に甲が示す特約事項に準じ、居室を原状に復して明け渡すものとする。

〔特約の理由〕

本施設は、通常の賃貸物件と異なり、利用料に居室修繕費を含んでいないことから、通常損耗を含む原状回復費用負担を別途請求する必要があるため。

附 則

平成27年04月01日 施行

平成29年04月01日 施行

平成31年02月15日 施行

令和04年04月01日 施行

令和04年12月01日 施行

令和05年07月01日 施行

令和05年08月01日 施行

令和06年04月01日 施行

令和07年01月01日 施行